

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

別添様式2

公表日:令和6年2月16日

事業所名:神戸市立あけぼの学園

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	必要なスペースを確保してる。	概ねできているとの評価であったが、わからないとの意見もあった。	引き続き、適切なスペースを確保するとともに、使い方の工夫を行い、安全確保を徹底する。
	2 職員の適切な配置	適切な職員配置を行っている。	概ねできているとの評価であった。十分すぎるほど配置してもらっているとの意見があった。	引き続き、適切な職員配置に努めるとともに、役割分担の工夫や、資質向上のための取組を行う。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	バリアフリー構造であり、ホワイトボードや掲示物などを用い、障害の特性に応じた環境整備を行っている。	概ねできているとの評価であったが、わからないとの意見もあった。	引き続き、適切な環境整備に努めるとともに、より使いやすい施設となるような工夫を行う。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	毎日、清掃及び整理整頓を行うことで子どもが活動しやすい生活空間を確保している。	概ねできているとの評価であった。	引き続き、清掃及び整理整頓に努めるとともに、子どもが活動しやすい空間となるような工夫を行う。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	職員の積極的な参画を促しながら、PDCAサイクルによる業務改善に努めている。		引き続き、職員の積極的な参画を促しながら、PDCAサイクルによる業務改善に努める。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	第三者による外部評価は実施していない。		今後の検討課題とする。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	施設内研修や外部施設での実習を実施するとともに、他団体が主催する研修へも参加を促している。		研修内容等を工夫しながら、引き続き、職員の資質向上のための取組を行うとともに、研修に参加しやすい環境を確保する。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	個別面談等を通じ、子どもと保護者の要望を十分に聞いたうえで、ケース会議で様々な立場から意見を出し合い、支援計画を作成している。		引き続き、適切なアセスメントに基づいた支援計画の作成に努める。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	一人ひとりの子どもの特性に応じて、必要な個別活動及び集団活動を取り入れた計画を作成している。	概ねできているとの評価であった。	引き続き、一人ひとりの子どもの特性に応じた適切な支援計画の作成に努める。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	一人ひとりの子どもの特性に応じた支援項目を設定し、具体的な支援内容を記載した計画を作成している。		引き続き、一人ひとりの子どもの特性に応じた項目設定と具体的な支援内容を記載した計画の作成に努める。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
適切な支援の提供(続き)	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	支援計画の内容に基づき、目標達成に向けた支援を行っている。	概ねできているとの評価であったが、わからないとの意見もあった。	引き続き、支援計画に沿った適切な支援を行っていく。
	5	チーム全体での活動プログラムの立案	職員会議等を通して、各職員が連携・情報共有して、子どもの特性や発達段階等に応じた活動プログラムを立案している。		引き続き、各職員が連携して、チーム全体での活動プログラムの立案に努める。
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	休日明けには、休日の過ごし方を各自が発表し、それに対するアドバイス等を通じて、平日と同様の支援を行っている。	概ねできているとの評価であったが、わからないとの意見もあった。	引き続き、子ども達の生活パターン等に配慮し、その場面にあったきめこまやかな支援に努める。
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	他施設の取り組みや研修等で紹介された事例なども参考にしながら、職員会議で検討し、随時新たな活動プログラムを取り入れている。		引き続き、子ども達の状況に応じて、また要望を聞きながら新たな活動プログラムを取り入れ、内容が固定化しないように工夫する。
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	毎日の朝礼や週1回のミーティングを通じて、日々の支援内容や職員間の役割分担、個々の子どもに対する配慮事項等についての確認を行っている。		引き続き、職員間での十分な情報共有を行い、必要事項の確認を徹底する。
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	毎日の終礼や週1回のミーティングを通じて、日々の支援内容や職員間の役割分担、個々の子どもに対する配慮事項等についての確認を行っている。		引き続き、職員間での十分な情報共有を行い、必要事項の確認を徹底する。
	10	日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	日々の支援内容について適切に記録を作成し、随時、支援内容を検証するとともに、必要に応じて改善を行っている。		引き続き、日々の支援内容についての適切な記録、支援内容の検証、改善に努める。
	11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	定期的にモニタリングを実施し、子どもの状態を適切に把握したうえで、必要に応じて支援計画の内容を見直している。		引き続き、適切な時期にモニタリングを実施し、子どもの状況に応じて支援計画の見直しを行う。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へり参画	子どもの状況を十分に把握した職員が、障害児相談支援事業所の相談支援専門員と随時連携し、必要な情報を共有して支援を行っている。	引き続き、障害児相談支援事業所と十分連携して、適切な支援を行っていく。	
	2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	該当なし		
	3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	該当なし		
	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	該当なし		
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	卒園後の進路に応じ、就職先の会社や事業所での実習等を通じて、個々の子どもの支援内容についての情報共有を行っている。	引き続き、就職先等の関係機関と十分に連携して、円滑な移行支援に努める。	
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	他の専門機関との連絡会や研修等を通じて、支援内容の向上を図っている。	引き続き、他の専門機関等との連携や研修を受講することに努める。	
	7	児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	独自に交流の機会は設けていないが、7割の児童が定時制・通信制高校に通学しており、交流の機会は確保できている	わからないとの意見が半数あった。	利用者や保護者のニーズを確認する。
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	地域交流会(施設見学・茶話会)を実施するほか、バザー出店等を通じて交流を深めている。	特に評価なし。	今後も感染症対策を取ったうえで、地域に開かれた事業の運営をしていきたい。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
保護者への説明責・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	入園説明会を実施し、支援内容等の必要事項について説明を行っている。また契約更新時や契約内容変更時などにも丁寧に説明している。	概ねできているとの評価であったが、どちらともいえないとの意見もあった。	引き続き、支援内容や利用者負担等について、保護者への丁寧でわかりやすい説明に努める。
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	家庭訪問や懇談を通じて、支援計画の趣旨や支援内容について、保護者が十分理解できるように説明を行っている。	概ねできているとの評価であった。	引き続き、支援計画の内容について、保護者への丁寧でわかりやすい説明に努める。
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	ペアレントトレーニングと銘打った支援は行っていないが、家庭訪問や懇談を通じて、子供の特性を理解し、適切な接し方を理解できるよう支援している。	半数がわからない、いいえ、どちらともいえないとの評価であった。	保護者の対応力の向上を図るための支援を保護者に分かりやすい形で充実するように努める。
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	定期的に個別懇談を実施するほか、連絡帳の活用等により、子どもの日々の状況や課題について、保護者との共有に努めている。	概ねできているとの評価であったが、どちらともいえない等の意見もあった。	引き続き、子どもの発達状況や課題について、保護者との共通理解が徹底できるように努める。
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	定期的に個別懇談を実施するほか、連絡帳の活用等により、子どもの日々の状況や課題について、保護者との共有に努めている。	概ねできているとの評価であったが、どちらともいえない等の意見もあった。	引き続き、保護者からの相談に対して、適切な対応と必要な助言の実施に努める。
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	保護者会は開催していないが、日曜参観等で保護者同士の交流促進に努めている。	わからない、どちらともいえないとの評価が多かった。	保護者同士の連携や交流が促進できるような取り組みを検討していく。
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情受付窓口等について保護者に周知するとともに、施設外からの苦情に対しては、迅速に対応し、必要な説明等を行っている。	概ねできているとの評価であったが、わからないとの意見もあった。	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制の整備・周知をさらに努めるとともに、苦情があった場合は迅速かつ適切に対応する。
	8	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	視覚支援の観点による工夫や、連絡帳の活用等により、意思疎通や情報伝達が適切に行われるように配慮している。	概ねできているとの評価であった。	引き続き、子どもの障害特性に応じて、適切な意思疎通や情報伝達ができるように配慮を行う。
	9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	行事予定表を発行するほか、必要に応じてお知らせ文等を配布するとともに、連絡帳を活用することで保護者に対して情報を発信している。	できているとの評価の他、わからないとの意見もあった。	毎月学園ニュースを発行して、学園の活動報告をしているが、保護者により理解を深めていただく用に工夫する。
	10	個人情報の取扱いに対する十分な対応	全職員に対して、個人情報の取扱いに関する研修を実施し、日々の業務における適切な取扱いを徹底している。	できているとの評価であった。	引き続き、個人情報の適切な取扱いを徹底する。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	緊急対応等に関するマニュアルを作成し、職員に周知徹底するとともに、「入園のしおり」等に必要事項を記載して保護者へお知らせしている。	概ねできているとの評価であった。	緊急時等の対応についてのマニュアル内容については随時見直しを行い、適切な対応についての周知徹底を図る。
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	定期的に避難訓練等を実施している。	概ねできているとの評価であったが、わからないとの意見もあった。	引き続き、定期的に必要な訓練を実施していくとともに、目的・内容等について重要事項説明書や懇談等を通して保護者に周知する。
	3 虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	全職員に対して虐待防止のための研修を実施している。神戸市立児童発達支援センターの園長による虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を開催し、情報共有を図っている。		引き続き、全職員に対して虐待防止のための研修を実施し、意識の向上を図る。
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	現時点ではそのような場面はないが、やむを得ずに行う場合は組織的な決定に基づくものとするとともに、保護者に事前に十分に説明して了解を得た上で、支援計画に記載する。		引き続き、適切な取扱いを行う。
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	食物アレルギーのある子どもに対しては、保護者からの聞き取りと医師の指示に基づいて、適切な対応を行っている。		特に新入園児について、できる限り早い段階での子どものアレルギー状況についての十分な把握と、医師の指示に基づいた適切な対応に努める。
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	該当する事例が発生した場合は、ヒヤリハット報告書を作成し、事業所内で共有を徹底して、再発防止に努めている。		引き続き、ヒヤリハット事例の共有を徹底し、事故の発生防止に努める。